

# 鹿児島市子どもの未来応援条例（仮称）の検討について

令和4年〇月

鹿児島市こども未来局こども福祉課

## 目次

1	検討に至る背景	2
2	子どもの定義	2
3	全国的な傾向	3
4	子どもの権利と子どもの育ち	4
	（1）子どもの「人権」と子どもの「権利」	
	（2）児童の権利に関する条約	
	（3）子どもの権利と公共の福祉	
	（4）子どもの最善の利益	
	（5）子どもの権利と子どもの育ち・社会的自立	
5	子どもの権利尊重を視点とした課題	7
	（1）家庭に関すること	
	（2）地域に関すること	
	（3）学校等に関すること	
6	子ども同士の関係	
7	子どもの育成に関する大人の責任	
8	子どもの健やかな育ちと地域社会のあり方	
9	子どもに関する条例について	
10	子どもの健やかな育ちを保障する仕組み等について	
11	検証と市民への浸透	
12	条例に盛り込まれることが望ましい事項	

## 1 検討に至る経緯

鹿児島市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、子育て支援施策を総合的かつ効果的に推進するため、平成16年に「かごしま市すこやか子ども元気プラン（第一期）」を、平成22年に後期計画（第二期）を策定し、様々な施策に取り組んできました。

また、平成27年3月には妊娠・出産期から切れ目のない、子ども・子育て支援に関する総合的な計画として「鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年3月にはさらなる子育て支援施策を推進するため「第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」を策定したところです。

この間、全国的な傾向として、少子化、核家族化など、家庭の状況や人々の価値観が多様化し、また人間関係や地域とのつながりが希薄化するなど、子どもを取り巻く環境も大きく、かつ急激に変化してきています。

あわせて、国においては、平成6年の「子ども（児童）の権利に関する条約」批准以降、平成12年には「児童虐待の防止等に関する法律」、平成21年「子ども・若者育成支援推進法」、平成25年「いじめ防止対策推進法」「子どもの貧困対策を推進する法律」が制定されるなど、児童虐待、不登校、いじめ、子どもの貧困など、子どもに関わる課題が大きな社会問題となっています。

こうした社会問題は、鹿児島市においても例外であるとは決して言えないことから、これら社会問題への対応、未然防止も含め、従来の施策等で対応することで十分なのか、あるいは効果的なのか、幅広く検討することが必要であるとの考えを基本に、令和2年度に、市内部で検討を始めました。

検討にあたっては、これらの問題に共通するものとして、子どもの育ちに関して極めて重要である子どもの権利の尊重と、その侵害を重要な問題として捉える中、他都市において様々な子どもに関する条例が制定されていることも踏まえて、更に検討を進めるため、令和3年度から「子どもの未来応援条例（仮称）制定事業」を立ち上げたところです。

## 2 子どもの定義

この検討において、「子ども」とは、18歳未満の全ての者とし、従って、18歳以上の全ての者は、原則として「大人」となりますが、18歳に到達した年度末までは、「子ども」に含めるものとし、

(参考)

○児童の権利に関する条約

第1条 この条約の適用上、児童とは18歳未満の全ての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く青年に達した者を除く。

○児童福祉法

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳児 満1歳に満たない者
- 二 幼児 満1歳から、小学校就学前の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者

○民法の一部を改正する法律

成年年齢の引下げ（民法第4条） 20歳から18歳に引き下げ

- ① 1人で有効な契約をすることができる年齢
- ② 親権に服することばなくなる年齢

### 3 全国的な傾向

令和3年度子供・若者白書（内閣府）によりますと、子どもを取り巻く環境に関して、全国的な傾向として以下の状況がみられます。

#### (1) 家庭をめぐる現状と課題

- ・児童虐待、貧困、引きこもり、ヤングケアラー（※1）等が社会問題化しています。とりわけ、コロナ禍は外出自粛等により閉塞感や不安感を高め、児童虐待等の増加・深刻化が懸念されるなど、困難な問題を抱える家庭に特に大きな影響を与えたといわれています。一方、「増えた家族との時間を保ちたい」とする人もいるなど、家族観の前向きな変化も見られました。

※1 本来、大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の者を指すものとされている。

#### (2) 学校をめぐる現状と課題

- ・発達障害のある人を含め特別支援教育を受ける人や、外国にルーツを持ち日本語指導が必要な人が増加するなど、児童生徒が多様化しています。また、自殺、不登校、いじめの重大事態が増加するなど、生徒指導上の課題が深刻化しており、このような中、学校現場の負担は年々増大しています。

#### (3) 地域をめぐる現状と課題

- ・近所付き合いをする人が減少傾向にあるなど、地域におけるつながりの希薄化が懸念されるとともに、地域活動の担い手の高齢化・固定化等も指摘されています。

#### (4) 情報通信環境（インターネット）をめぐる現状と課題

- ・教育や行政、医療などあらゆる分野でデジタル化が加速し、インターネットの利活用が進んでいます。特に、自粛を余儀なくされたコロナ禍は、インターネットの重要性を更に強く認識させました。一方、ネット利用の低年齢化や違法・有害情報の拡散、SNSに起因する犯罪被害、誹謗中傷の弊害も深刻化しています。



※これらの全国的な傾向なども踏まえ、子どもの権利と育ちの関係を明らかにしたうえで、鹿児島市における子どもの権利尊重を視点とした課題の整理を行います。

## 4 子どもの権利と子どもの育ち

### (1) 子どもの「人権」と子どもの「権利」

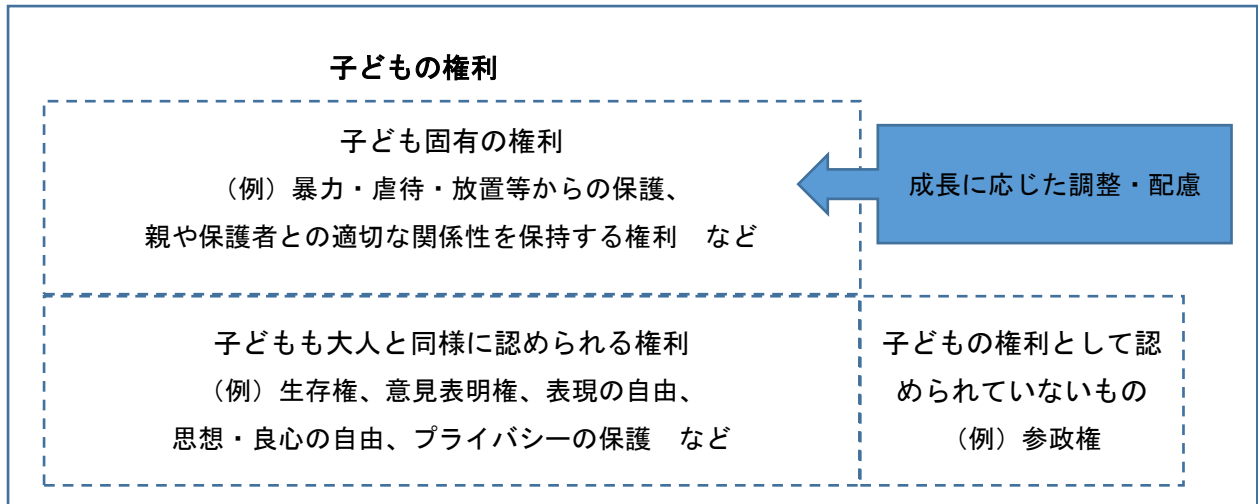
人権とは、「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、誰にとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守らなければならないものです。

子どもも、一人の人間、独立した人格であり、かけがえのない存在として尊厳性を持っていますので、生まれながらにして人間として尊重される権利があります。すなわち、子どもは基本的人権を有する権利の主体です。

また、子どもは基本的人権の主体であるとともに、未成熟で、成長過程にある子ども固有の特性があります。一般に、子ども期は心も身体も成長途上であり、様々な経験の中で自分を確かめながら、学び、悩み、考える時期です。また、家族や友達、多様な人たちや社会と関わりを作る時期でもあります。そのため、大人と同様の、人間として尊重される権利とは別に、子ども固有の権利があるとされています。

例えば、子どもは、成長を阻害する暴力等、様々な害悪から特別に保護されるとともに、健やかな成長のため、将来に備えて様々な育ちが保障されます。これらに係る権利は、「子ども（児童）の権利に関する条約」で明文化された人権であり、一般的に「子どもの権利」と言われています。

このように、子ども（児童）の権利に関する条約で規定された「子どもの権利」とは、基本的人権のうち「大人と同様に認められる権利」及び「子ども固有の権利」のことであり、本書においても、こうした理解を基本とします。



ところで、庁内意識調査では、「子どもの権利に関するイメージ」について、全体の37.1%の職員が、「権利ばかり尊重すると、子どもがわがままになる」と答えています。このような認識が生まれてくる原因・背景は多様ですが、1つには、権利と義務は対であるという考え方があります。また、全体の46.3%の職員が「権利は義務や責任を果たしてこそ認められるもの」と答えています。本来子どもの権利に対応する義務は、保護者、国・自治体、保育士・教職員等による子どもの権利を保障する義務です。子どもの権利には子どもの義務が対になるのではなく、それを保障する大人の義務が伴うのです。

また、子ども（児童）の権利に関する条約の認知度については、「詳しく知っている」が全体の1.4%、「ある程度知っている」が20.1%、「聞いたことはあるが内容は知らない」が44.8%、「知らない」が33.2%という結果と併せてみれば、子どもの権利に関して、子どもだけでなく、大人が適切な理解を高めていくことが課題であり、そのために効果的な啓発を行うことが重要です。

## (2) 子ども（児童）の権利に関する条約

ユニセフによると、条約の一般原則は以下のとおりです。

### ①生命、生存及び発達に対する権利（命守られ成長できること）（第6条）

全ての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

### ②子どもの最善の利益（子どもにとって最も良いこと）（第3条）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最も良いことは何か」を第一に考えます。

### ③子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）（第12条）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

### ④差別の禁止（差別の無いこと）（第2条）

全ての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況など、どんな理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます。

なお、条約に規定される子どもの権利は、一般的に「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」と抽象的に類型化されることがありますが（ユニセフによる分類）、このうち子ども固有の権利は「育つ権利」「守られる権利」に含まれます。

#### ①生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること

#### ②育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

#### ③守られる権利

紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること

#### ④参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

### （３）子どもの権利と公共の福祉

人権は、人間が人間らしく生きる権利であるといっても、絶対無制限というわけではありません。確かに、人権には、国家によってさえも侵されることの無い「不可侵性」という性質がありますが、それは他人の権利を不当に侵害しない限りにおいて保証されているにすぎません。多くの場合、人権を行使しようとする時、他の人の人権と矛盾・衝突します。日本国憲法では、人権が矛盾・衝突する場合に、それらの人権をどの様に制限していくかを調整するための基準を「公共の福祉」という言葉で表現しています。

また、自分と他人との関係性の中で生まれる権利関係においては、自分の権利も他人の権利も、相互に尊重されることが重要です。大人であっても、子どもであっても、相互に他人の権利を尊重する責任があり、他人との関係で衝突が起こる場合、集団で合意された合理的ルール等による調整が必要になります。

### （４）子どもの最善の利益

子どもは、一人の人間として尊重される権利主体であると同時に、発達途上の未成熟な存在です。そのため、個々の成長に応じた調整や配慮が必要になる場合がありますが、こうした調整や配慮も含め、大人が子どもに関わる時は、子どもにとって一番良いもの、すなわち「子どもの最善の利益（best interests）」に照らすことが重要です。

この場合、Interestsを「利益」という前に、「興味関心」という意味で理解することが必要です。大人が一方向的に、これが最善の利益だと押し付けるのでは、本当の意味での子どもの最善の利益の保障にならないどころか、子どもの存在を無視したことになります。子どもの最善の利益とは、子どもへ働きかけるという前提があり、同時に、子どもの意見を受けとめて対応する大人側との関係性の中で子どもの権利に答えることが、最善の利益を実現することにつながります。

## (5) 子どもの権利と子どもの育ち・社会的自立

子どもは、生活体験、自然体験、社会体験等の様々な体験の中で、豊かな人間性を育みます。また、他者との関係の中で、他人から認められたり衝突したりする経験をもとに、「自分と同様に、他人にも権利がありそれは尊重すべきもの」との認識や、社会のルールを守る責任感などを学びます。こうした経験を積み重ねる中で、社会の一員としての責任を果たせる大人へと成長していきます。

こうした過程の中で獲得される社会性や判断力等は、一定の年齢に達すれば自然に成熟するものではないため、子どもにこうした力を習得させるには、大人の支援が必要になります。それには、子ども達を取り巻くコミュニティや社会が、子どもの権利を守っているのだと示すことも必要です。

一方、他者との関係の中で、子どもの権利が十分に尊重されない場合、社会性の獲得、人格の形成等に影響を及ぼすこともあり、他人を尊重する礼儀（マナー）、自他の関係性を調整する社会規範（ルール）を守る意識の低下への影響も考えられます。



※このように、子どもの権利の尊重と、健やかな育ち、将来の社会的自立とは密接に関連しており、成長過程において、子どもの権利が尊重されていることが重要になります。

## 5 子どもの権利尊重を視点とした課題

子どもが健やかに育つためには、家庭・地域及び学校等（保育所等、学校、児童クラブ、発達支援事業所など）が連携を取り、関わっていくことが重要です。子どもの権利尊重を視点とした課題を、以下見ていきます。

### (1) 家庭に関すること

家庭は子どもが育つ場、生活の基盤です。また、保護者は、子どもの養育及び発達についての第一義的な責任を有しています（子ども（児童）の権利条約第10条）。

保護者の関わりは、子どもの身体的発達だけでなく、人格形成に大きな影響を及ぼすことから、子どもが尊厳性ある独立した人格であることについて、保護者が認識を深め、尊重することが重要であり、子どもの最善の利益に照らした関わりが求められます。家庭に関しては、以下の様な課題が挙げられます。



## ①保護者の子どもへの関わり

### ア 虐待と子どもの育ち

子どもへの虐待は、子どもの健全な成長・発達する権利に対する重大な権利侵害であって、子どもの成長及び人格形成に大きな影響を与えます。また、保護者による虐待は社会問題化しており、児童相談所における児童虐待相談件数は、統計を取り始めた平成2年から増え続けており（※資料①）、本市においても同様の傾向にあります。（※資料②）

児童虐待には様々な原因があり、例えば、家庭内のストレス（夫婦関係・DV・貧困等）、子どもの特性（病気・障害・発達等）による育てにくさ、保護者の問題（仕事上のストレス・孤立・望まない妊娠・病気・障害等）、世代間連鎖などがしばしば指摘されていますが、さらにその背景として地域における近隣関係の希薄化による地域の子育て機能の低下があり、社会的に孤立した家庭という密室の中で、保護者の社会生活上の様々なストレスのはけ口が、子どもという弱者に向けられている状況です。

そして、虐待を受けた子どもは身体的・知的発達の遅れが見られたり、愛着障害や人間関係の構築困難、思春期以降の非行、暴力的な性格、自己肯定感の低さといった、様々な影響を受けることがあります。

### イ 不適切な関わりと子どもの育ち

価値観が多様化する中では、各家庭での子育てについての考えや方法は尊重されるものですが、保護者による過干渉・過保護・放任・しつけと称した体罰といった、不適切な関わりや家庭での教育が十分でない場合も見られます。庁内意識調査においても、「子どものためではなく、保護者自身のため」に子どもの権利を主張する保護者の姿や、窓口で保護者対応に苦慮している職員の姿が浮かび上がってきました。このことは、親権を保護者の権利としてではなく、子どもに対する義務だととらえる視点が希薄な保護者が一定数いることの表れでもあります。

また、体罰に関しては平成31年3月、児童虐待防止対策の強化を目的とした児童福祉法の改正案が閣議決定され、国会審議を経て、6月19日に成立しました。その中で、親権者による体罰その他の行為、さらに児童相談所長と児童福祉施設の長、及び里親による体罰禁止が初めて法律によって禁止されました。（児童福祉法第33条の2第2項、第47条第3項）

また、民法の懲戒権の見直しを法務大臣が法制審議会に諮問するなど、子育てに対する社会としての考え方も変わってきている状況にあります。

さらには、先の児童虐待とほぼ同義ですが、子どもの心と身体の健全な成長・発達を阻む養育を全て含んだより広い概念として「マルトリートメント（不適切な養育）」という考え方も広まりつつあります。福井大学子どものこころの発達研究センター友田明美教授の研究によると、マルトリートメントを受けた子どもは、脳の機能が傷つくことも分かっています。

一方で、子育てはたいていの親にとっては初めての経験であり、試行錯誤を繰り返し

ながら、子どもへの接し方や愛情のかけ方を学んでいくものです。どんなに気を付けて子育てをしていたとしても、マルトリートメントの経験が全くない保護者はいないとも考えられます。

## ウ 困難を抱えている家庭と子どもの育ち

保護者や家庭の置かれている状況によって、子どもの育ちが左右される場合があり、様々な困難を抱えている家庭も増えてきています。

例えば、日本の子どもの相対的貧困率が1990年代半ばより上昇傾向をたどり、平成24年の調査では過去最悪の16.3%となり、社会問題化しました（※資料③）。平成25年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立したものの、日本の子どもの貧困率は13.5%（平成30年段階）であり、また本市においても平成29年度に実施した「子どもの生活によるアンケート調査」における相対的貧困世帯の割合が14.6%と、約7人に1人の子どもが経済的に困難な状況にあります。なお、これは新型コロナウイルス感染症拡大前の調査であり、今後、子どもの貧困問題が悪化することも危惧されます。

こうした貧困問題が家庭に与える影響は、経済的な貧困だけでなく、それに伴う人間関係の貧困が児童虐待やDVなどの問題を生じさせることもあります。また、子どもには教育・進学への影響や体験の喪失、生活習慣・発達への影響、自己肯定感の低下など、様々な場面で影響を受けることがあります。

さらに、ひとり親家庭における子どもの貧困率は48.1%（平成30年段階）であり、2人に1人の子どもが貧困状況にあります（※資料④）。先の本市調査でも、母子世帯の相対的貧困の割合が58.5%、父子世帯が13.0%という結果でした。こちらも、昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響が、特に非正規雇用の女性により大きな影響があったと言われており、問題の悪化が危惧されます。

また、最近では、本来大人が担うとされている家族へのケアを担う子ども（ヤングケアラー）の問題が社会問題として認識されつつあります。保護者の精神疾患等の病気・介護の世話や弟妹の世話・家事を担っていることで学校に遅刻・欠席をしたり、忘れ物が多い、宿題をしてこない、学力が振るわないといった学校生活上での問題を抱えることがあるようです。

その他にも、保護者がいない、保護者に看護を委ねることが適切ではないなどの理由により、家庭での養育が十分に期待できない子どもについては、保護者によって生活の場所を提供する社会的養護（乳児院・児童養護施設・里親・ファミリーホーム・児童自立支援施設・児童心理治療施設・自立援助ホーム）の制度や、子連れ再婚家庭（ステップファミリー）など、家族の在り方も多様化しています。

## ②家庭内の生活環境

今や子どもがインターネットやスマートフォン等を使うことは普通です。（※資料⑤）また、保護者もスマートフォン無しの子育ては考えにくいものだと思います。そこで、令和元年に内閣府・内閣官房・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省発行リーフレット「スマホ時代の子育て～悩める保護者のためのQ&A～幼児編」

が、続く令和2年に幼児・児童編、令和3年に児童・生徒編が発行されています。

うまく使えば有意義なものですが、大人と違って子どもはまさに発達・成長している過程であるため、大人以上に脳や視力等、身体的にも影響を受けやすいと言えます。また、その利用は様々な危険と隣り合わせです。例えば、生活リズムが乱れる、SNS上でのいじめやトラブル、ゲーム障害などの依存、ネットによる課金や動画・写真等の流出、場合によっては事件や犯罪に巻き込まれてしまうこともあります。

また、家庭の経済的理由等により、専業主婦世帯よりも共働き世帯が多くなっている現状（※資料⑥）では、保護者が子どもと接する時間に大きく影響を及ぼすのではないかと考えられます。少し古い調査になりますが、厚生労働省の平成26年全国家庭児童調査では、保護者と子どもたちとの1週間の会話時間について、10時間に満たない者の割合が、母親で25.5%、父親では半数を超える状況（※資料⑦）が見られ、加えて保護者（特に父親）の帰宅時間が遅いといった状況（※資料⑧）が見られます。子どもにとって、最も身近な大人である保護者との時間を確保するためには、保護者を取り巻く労働環境も視野に入れ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）等の実現に向けた取組も重要です。

加えて、少数意見ではありますが、庁内意識調査問12（施策推進に対する自由意見）において、子育てや家事の負担が女性に偏っている、あるいは、これまで以上に家事・育児が男性に求められている中で男性に対する支援が少ない、といった性別役割分担の視点での意見も見られたことから、男女共同参画の視点で取組を進めることも重要です。



※昨今では、核家族化、共働き世帯の増加や地域における近隣関係の希薄化等により、地域の中で家庭が孤立しがちな状況にあります。そのため、子育て家庭においては、不安を抱え悩んでいても相談しづらく、またワンオペ育児という言葉に代表されるように孤立した子育てをしている場合や、情報社会の中で子育ての責任を過剰に感じている場合もあります。家庭内に関する課題として見る場合、子育て中の保護者が「正しい子育てをするべき」という価値観に迫られれば、結果的に、子どもへの関わり方にマイナスに働くことがあるため、保護者を責めることにならないような配慮が必要です。

以上のような課題に対して求められる対応として、次のことが考えられます。

- ①子育て家庭の孤立を防ぐための適切な支援や、地域における交流機会を促す環境づくりを進め、子育てを家庭や保護者の責任のみにさせない気運の醸成を図る必要があります。
- ②子どもへの虐待や不適切な関わりを予防するために、保護者に対して子どもの育ちや発達に応じた関わりができるような支援・啓発を行う、保護者の認識を高める必要があります。また、子育てに悩む保護者には、安心して相談でき、適切な支援につながる環境づくりを進めることも必要です。
- ③子どもの貧困問題は、個々の家庭や子ども自身の責任として問題が閉じ込められる風潮もありますが、背景には労働環境や社会保障といった社会構造の問題があることを、社会全体で認識する必要があります。
- ④社会的養護やひとり親家庭など、子どもが育つ環境には多様な家庭があることを社会全体で認識し、また様々な課題を抱えた子どもには専門職等による社会的支援も必要です。
- ⑤家庭内でのインターネットやスマートフォン等が子どもに与える影響や危険について、保護者の認識を高めることが必要です。
- ⑥子どもが家庭で保護者と過ごす時間が確保できるよう、官民一体で、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組推進を図ることが必要です。また、子どもや保護者の支援に当たっては、男女共同参画の視点も含め、取組を進める必要があります。

## （２）地域に関すること

地域という生活空間の中で、子どもは遊びや様々な体験を通じて、多くのことを学びながら育つことから、地域の人との関わりや地域の生活環境は重要です。最近では、地域における近隣関係の希薄化に加え、新型コロナウイルス感染症拡大により、子どもの見守り機会が減少したと言われています。地域に関しては、以下のような課題が挙げられます。

### ①地域の大人の子どもへの関わり

#### ア 大人による犯罪行為等と子どもの育ち

大人による犯罪行為等は、子どもの権利としての「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」を侵害し、子どもの健やかな成長及び人格形成に大きな影響を与えます。

中でも、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（以下、「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）」違反、児童福祉法違反などの福祉犯（※２）は、被害者の心身に有害な影響を及ぼします。全国的な傾向として、令和２年中の福祉犯検挙件数は7,272件、そのうち８割が児童買春・児童ポルノ禁止法違反及び青少年保護育成条例違反となっています。（※資料⑨）残念ながら、鹿児島県においても、令和２年中の福祉犯は62件検挙されており（鹿児島県警察 令和２年少年白書）、事件につながる可能性のある声かけ事案なども確認されています。（鹿児島県警察 声掛け・つきまとい事案等発生状況）

※２ 児童に淫行をさせる行為のように、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪

## イ 地域での交流機会の減少と子どもの育ち

地域で、子ども同士や、子どもと大人が多世代で交流する機会が日常的にある事は、様々な価値観に触れる、他人を大切にする気持ちを育む、社会性を身に付ける、多様な体験を積む、といった、特に子どもの「育つ権利」との関連から重要です。

しかし、日本の人口は平成 20 年をピークに減少に転じており、本市においても平成 25 年の 607,604 人をピークに人口が減少しています。人口減少とは、すなわち地域を支える人の減少であり、子どもが多様な人と出会う機会が少なくなることを意味しています。

加えて、市民の価値観やライフスタイルの多様化により、隣近所や地域の人との交流が減少してきており、例えば、本市が平成 29 年度に実施した「町内会等実態調査」では、「近隣住民とどの程度までお付き合いしていますか。」との質問に対し、68.4%の人が「あいさつする程度」と回答しています（※資料⑩）。このことは、子どもに限らず、大人同士であっても、相互に交流する機会が減少している状況にあると言えます。

一方、近年、地域の子どものために無料又は低額で食事を提供することを通して、子どもの居場所としての役割を發揮している子ども食堂・地域食堂のような、地域住民の中で自発的に生まれる取組も増えてきており、これまでの地域活動とは違う、新たなつながりの動きも出てきています。

## ②子どもが育つ地域の環境

子どもの生きる力を育むうえでは、自然体験をはじめとした、多様な活動の機会が重要です。近年は、子どもたちの日常生活において、外で思う存分遊んだり、動植物に触れたりするなどの機会が減少していることなどが課題となっており、特に新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで以上に、子どもたちの活動が様々な場面で制限を受けました。

また、令和元年 5 月に滋賀県大津市で軽乗用車が保育園児の列に突っ込んで園児ら 16 人が死傷した事故や、令和 3 年 6 月に千葉県八街市で小学生の列にトラックが突っ込み、児童 5 人が死傷した事件のように、子ども達が犠牲となる事故等も発生しています。学校や保育所等・教育委員会・警察・道路管理者等の連携により、緊急点検が行われるなど対策が取られているところですが、ハード面での対策はもちろん、車を運転する大人の意識といったソフト面の課題も見られます。

以上のような課題に対して求められる対応として、次のことが考えられます。

- ①地域で子どもが安心・安全に過ごすことができるよう、地域社会全体での対策強化が一層必要です。
- ②子どもが健やかに育つためには、保護者だけでなく、地域の多様な大人の関わりが重要であることから、その重要性について地域社会全体の認識を高める必要があります。その際には、これまで地域を担ってきた校区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域コミュニティ協議会、あいご会などの既存組織はもちろん、子ども食堂などの新しい地域活動など、多様な関係者と連携し、地域で見守り・関わっていくことが重要です。
- ③防犯という視点で考えた場合、子どもが知らない大人とつながる事は難しいため、地域の大人や子どもをつなぐためのキーパーソンの掘り起こしと、地域の中で多様な機関がつながるためのネットワーク形成のための支援が必要です。
- ④子どもが、子ども時代を子どもらしく過ごすことのできるよう、思い切り遊ぶことができる場所や、体験を積むことができる場所、自由に過ごすことができる場所など、子どもの居場所づくりが必要です。
- ⑤子どもは、「今、地域で生活をしている存在」であると同時に、「次代の地域社会の担い手という存在」でもあることから、子どもの育成は、地域社会全体の課題という認識を高める必要があります。

### (3) 学校等に関すること

保護者以外に、子どもと日常的に関わる大人は、一般的に、就学前では保育所（園）、幼稚園、発達支援事業所、その他の子ども関連機関の保育士、幼稚園教諭等であり、就学後は学校の教員や児童クラブ等の支援員が挙げられます。これらの大人が所属する機関は、専門機関として法律等に規定された目的に沿って運営されており、集団生活の場という特性から、重要な役割の1つとして社会性の涵養が挙げられます。

また、これらの機関においては、家庭と十分に連携・協力し子どもに関わることが重要になりますが、先に挙げた児童虐待や不適切な関わりをしている家庭があることも社会問題となっていることなどから、従来よりも丁寧な対応や関わりが求められてきており、その分、現場の負担も大きくなっているようです。

学校等に関しては、以下のような課題や状況が挙げられます。

## ①就学前

就学前の0歳から6歳という時期は、子どもの人格形成にとって、とても重要な時期になります。この時期は、家庭を基盤に子どもの成長を支える保護者の関わりと、保育所等における集団生活を通じた保育士等の関わりが重要です。また、保育所等には、子ども自身の育ちを支えるのみならず、保護者の子育ての悩みに対してアドバイスするなど、保護者の家庭での子育てを支え、子どもの最善の利益を考える力を養い、高めるといった機能もあります。すこやか子育て交流館や親子つどいの広場など、地域で子育て支援を展開する施設等でも、在宅の子育て家庭に対し同様の機能があります。

また、子どもが一日の多くを過ごす場所でもあることから、子どもたちの生活そのものを作ることに同時に、家庭での生活をどこよりも早くキャッチし、適切な援助に結びつけることのできる役割も担っていますが、困難を抱えた保護者や家庭は、支援を要する状態であるにも関わらず、支援を求めない場合や、保育所等が関わりを持とうと働きかけをしても、対応が難しいケースも少なくありません。

## ②就学後

子どもにとって、学校は生活のうちで多くの時間を過ごす場所です。そして、集団生活の中で、他人との関係を徐々に確認し合いながら自我を確立させていくといった貴重な経験をすることもできます。個人差はありますが、大人になる準備を始める思春期を過ごす大切な場所でもあります。

このような学校生活の中で、日常的に関わる大人である教員は、子どもの日々の成長を見守る中で、子どもへの指導のみならず、よき理解者、相談相手としても重要な立場にあり、子どもの最善の利益に照らした関わり方が求められます。

学校に関して、以下のような課題・状況が見られます。

### ア いじめ

平成23年に滋賀県大津市で発生したいじめ自殺事件は、被害者の男子生徒に対し、執拗ないじめが繰り返されたことが明らかになるにつれ、大きな社会問題となりました。そして、この事件が契機となり、平成25年6月28日に「いじめ防止対策推進法」が制定され、同年9月に施行されました。

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を侵害するだけでなく、その心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与え、場合によっては、その生命や身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものです。

いじめ防止対策法では第2条で「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義していますが、内心では苦痛を感じていても、保護者や教師に相談することをためらい、自分自身で抱え込もうとする傾向があります。いじめられていることが恥ずかしい、仕返しが怖い、

大ごとになってしまうのが嫌だ、大人が解決してくれるとは思えないという不信感、などが原因となっていることも多いようです。加えて、「いじめられる側にも原因がある」という誤った考え方もあり、被害児童・生徒自身もそう思っていることがあります。また、いじめは「遊び」「ふざけ」「けんか」などとの境界があいまいな場合があります。さらには、いじめは休み時間や放課後の教室など、大人がいない場所で行われることや、最近ではインターネットなどオンライン上で行われることも多くなっているなど、いじめが発覚しにくい状況となっています。

いじめ問題の背景には、同調圧力が強い日本社会の特殊性や、地域における子どもの遊び場の喪失・減少やテレビ・インターネット等の影響といった、子どもたちを取り巻く環境の悪化が指摘されています。また、意外と見過ごされがちですが、保護者や教師といった大人による体罰の存在が影響を与えているとも言われています。体罰を受けた心の傷がいじめを生むきっかけになることや、大人の不適切な言動を子どもがモデルとすることで、いじめにつながることもあります。

全国のいじめの認知件数は令和2年度が517,163件で、平成25年から令和元年まで7年連続で増加していましたが、令和2年度は減少に転じています。(※資料⑪)本市でも、令和2年度が791件と、前年度より減少していますが(※資料⑫)、令和2年度は新型コロナウイルス感染症による学校休校の影響があったことや、パソコン等を使ったネットいじめの割合が増加しているなどの状況(※資料⑬)もあります。鹿児島県においても、ネットいじめについては、前年度と比べて1.8%から2.8%に増加しており、本市も同様の状況にあることが推測されます。

## イ 不登校

文部科学省は、平成4年に学校不適応対策調査研究協力者会議を設置し、不登校を「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあるもの(ただし、「病気」や「経済的理由」によるものを除く)」と定義し、年間欠席日数30日以上を不登校として調査しています。

全国の小・中学校の不登校児童生徒数は、令和2年度が196,127人で、平成25年から令和2年度にかけて8年続けて前年を上回っており(※資料⑭)、また、本市でも同様に増加している状況にあります(※資料⑮)。

平成28年に示された「不登校児童生徒への支援に関する最終報告」では、「不登校の要因や背景としては、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多く」と、不登校要因について様々な要因が絡み合っている場合が多いと指摘されています。また、令和2年度児童生徒の問題行動・不登校児童生徒指導上の諸課題に関する調査でも、不登校のきっかけが、必ずしも学校生活には限らないという状況が、結果から分かります(※資料⑯)。このことは、不登校が子どもの問題行動なのではなく、様々な理由・要因によって子どもが学校で学ぶ意欲を奪われ、結果として不登校状態になっているということです。



そして、その要因はともあれ、不登校の問題を考える際の基本的な視点としては、子どもの学習権が損なわれているという点が必要です。子どもには成長発達権と、この成長発達のための不可欠の営みとして学習する権利（学習権）が保障されており、この学習権の一場面として教育を受ける権利が保障されています。ただし、学習権・教育を受ける権利と、学校での教育を受ける権利は同じものではないという点も注意が必要です。前述の「不登校児童生徒への支援に関する最終報告」でも、「不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことが必要」として、登校の再開を唯一の解決としないことを打ち出しています。

## ウ 自殺

厚生労働省自殺対策推進室及び警察庁生活安全局生活安全企画課による「令和2年中における自殺の状況」では、女性の自殺者の増加が顕著なうえに、10代の自殺者数が1980年以降で最多となっています（※資料⑰）。本市においてはここ10年、5人以内で推移していましたが、令和元年度は8人と増加しています（※資料⑱）。自殺の多くは、多様かつ複合的な原因や背景を有し、様々な要因が連鎖する中で起きているものですが、新型コロナウイルス感染症による社会全体の雰囲気の影響も否定できないところではあります。

国が平成29年に閣議決定した「自殺総合対策大綱」では、重点施策の1つとして「子ども・若者の自殺対策をさらに推進する」ことが掲げられ、具体的な対策として「いじめを苦しめた子どもの自殺の予防」、「学生・生徒等への支援の充実」、「SOSの出し方に関する教育の推進」などが挙げられています。

特に若者は、自発的に相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやSNS上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われています。

また、18歳以下の自殺は、長期休業明けに急増する傾向があることから、長期休業前から長期休業期間中、長期休業明けの時期にかけて、特に注意を要する必要があります。

## エ 体罰

平成24年12月に、大阪市立桜宮高校において、男子バスケットボール部の生徒が顧問教員から顔面を平手で殴打されるなどの暴行を受け、自ら命を絶つという痛ましい事件が発生しました。この事件を受けて、文部科学省は、平成25年から体罰の実態把握をはじめ、令和元年度は全国で685件の体罰が起きており、鹿児島県公立学校においても18件発生しています。

学校内での教師の言動は、児童生徒に対して大きな影響を与え、特に体罰が行われた場合は、児童生徒の身体及び精神に大きな傷が残り、場合によっては不登校・自殺等の重大な事態に発展することもあります。

また、体罰では正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがあります。加えて、体罰を受けた子どもは、表面的にはその怖さに従うそぶりを示しますが、内面的には不満や恨み、反発心などを持つようになり、教職員集団全体に対する不信感を抱かせる結果となります。

このような体罰の問題点が認識されながら、依然として体罰がなくなる背景として、鹿児島県教育委員会が作成している「体罰防止ハンドブック」では、体罰を容認し、正当化する誤った考え方や、体罰の再生産などが指摘されています。

体罰を容認し、正当化する誤った考え方とは、「ある程度の体罰が児童生徒の教育には必要であり、教育的にも有効である。」という考え方が根強く残っていることによるものです。また、体罰の再生産については、強くなる、試合に勝つという目的を実現するための手段として、体罰が一定程度容認されている現実があり、体罰を受けて育った児童生徒が指導者になって体罰を行う体罰の負の連鎖・再生産が行われるとも言われています。

## オ 障害等のある子ども

令和3年度学校基本調査によると、特別支援学校在籍者数は146,290人と、前年度より1,467人増加の、過去最多となっています。同様に、本市においても、特別支援学級児童生徒数が増加している状況にあります（※資料⑱）。

障害者権利条約は、基本理念として、尊厳、非差別と同列に包括・共生を意味するインクルージョンをかけた、あらゆる権利・自由は障害のある人も無い人も共に、分け隔てなく生活する中で実現されなければならないと規定しています（3条）。そして、障害のある子どもの教育を受ける権利は、障害の無い子どもと等しく保障されなければならないとし、これを実現するためにはインクルーシブ教育が保障されなければならないとしています。インクルーシブ教育とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害の有る者と障害の無い者が共に学ぶ仕組みのことです。

また、障害者権利条約は、障害のある人の権利や自由・利益を実現することに社会的障壁があるときは、これを取り除く義務が社会にあり、この不提供は差別であると規定しています。

障害のある子どもと、障害の無い子どもや地域の人々が活動を共にすることは、全ての子どもの社会性や豊かな人間性を育成するうえで意義があるだけでなく、地域の人々が障害のある子どもに対する正しい理解と認識を深めるうえでも、重要な機会となりますが、教育現場においては、教員の専門性が一層求められており、障害のある子どもたちが普通学級に在籍することだけで精いっぱいという実情もあるようです。

加えて、近年、医療技術の進歩等を背景として、気管切開や人工呼吸器を使用する子どもが増加傾向にあり、学校においてはこれらの幼児児童生徒の受け入れ態勢の構築も喫緊の課題となっています。国においては、令和3年9月18日に「医療的ケア児及び

その家族に対する支援に関する法律」が制定され、このような医療的ケアの必要な子どもたちやその家族への支援について、医療、福祉、保健、子育て支援、教育等の多職種連携が、今後一層求められています。

さらには、医療の進歩等による入院期間の短期化や、短期間で入退院を繰り返す者、退院後も引き続き治療や生活規制が必要なために学校への通学が困難な者への対応など、病院や自宅等で療養中の病児療養児を取り巻く環境も、近年大きく変化しています。こうした状況の下、病児療養児の教育機会を確保するとともに学習や学校生活に関する不安感を解消し円滑な復学につなげることも重要です。

## カ 外国人児童生徒等

令和2年度学校基本調査における外国人児童生徒数は、小学校が71,163人、中学校が27,878人、高等学校（全日制・定時制）が14,959人となっています。

外国人である子どもは「国民」ではありませんが、教育を受ける権利が普遍的な基本的人権であることから、外国人の子どもであっても、就学の機会を逸することが無いよう、就学支援が重要です。外国人には就学義務は課されていませんが、その保護する子どもを公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）や子ども（児童）の権利に関する条約に基づき、無償で受け入れています。しかし、非正規滞在者については、自治体でも存在を把握できていないことから、周知ができないという問題があります。

また文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成30年）」では、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒が40,755人、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒が10,371人と、こちらも増加傾向（※資料⑳）にあります。鹿児島県は、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒が20人、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒が29人となっており、一見すると、人数はそこまで多くありませんが、一言で外国人児童生徒等と言っても、背景は多様です。来日の経緯や、言語、宗教、生活など、文化的背景が多様であるだけでなく、保護者も外国人就業者や留学生、中国残留邦人、国際結婚をした者、海外からの帰国者と様々です。

まずは、多様な背景を持ち、多様な環境の中で育っている児童生徒が、日本の学校で学んでいるということを理解することが重要です。自分の母国語や文化とは異なる環境で学んでいるうえに、社会・経済的な条件によりさらなる困難に直面している児童生徒の実情をしっかりと把握することが大切です。もちろん、日本の児童生徒もある程度の悩みやストレスを抱えながら学校生活を過ごしていますが、外国人児童生徒等にとっては、社会生活、学校生活の多くがストレスの原因となり得ます。

## キ 性の多様性

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言います。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指します。同性愛者・両性愛者の人々は少数派であるがために、子どもであれば学校生

活を送るうえで困難を抱える場合があります。このような性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別が起きているのが現状です。

また、性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念です。「こころの性」と呼ばれることもあります。多くの人々は、性自認（こころの性）と生物学的な性（からだの性）が一致していますが、この両者が一致しないために違和感を感じたり、からだの性をこころの性に近づけるために身体の手術を通じて性の適合を望むことさえあります（性同一性障害）。そして、こうした人たちが、偏見の目を向けられたり、子どもであれば、からかわれたり、いじめられたりといった問題に発展することもあります。

学校生活では、例えば、制服や体操着の着用が自分の性自認と違うことによってストレスを感じる、更衣室やトイレの利用ができず我慢してしまう、修学旅行や宿泊学習における集団宿泊に抵抗を感じる、体育や運動部の部活動に参加しにくい、「君」「さん」といった名前の呼称に違和感を覚える、など様々な場面で特異な支援が必要な場合があります。

以上のような課題に対して求められる対応として、次のことが考えられます。

- ①就学前では、子育てに悩む保護者を適切に支援し、子どもの育ちの環境を良好に保持することが必要です。これには、保育所等をはじめ、関係機関等の連携を一層強化する仕組みが重要になります。
- ②大人による子どもへの体罰がいじめを生みやすい環境にもつながることから、体罰の弊害や、肯定的で非暴力的な形態のしつけ・教育に関する啓発を、大人に認識してもらうことが必要です。
- ③学習権・教育を受ける権利の実現は、必ずしも学校教育を受けるという方法には限定されませんが、個々の不登校ケースでの子どものニーズに応じて、様々な教育の場・手段が用意される必要があります。
- ④子どもの悩みや不安を受け止めることのできる相談体制の充実と、子どもが自分でSOSを出すことのできる学びの支援、及び、人間は1人ひとり違うことを地域社会全体で尊重しあえるような気運の醸成を図る必要があります。
- ⑤学校においては、児童生徒一人ひとりが、自分をかけがえのない大切な存在であると認識、実感し、自尊感情を高めることができるよう、教育活動を行うことが重要です。特に、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱えることが多い外国人児童生徒等や、性同一性障害等の児童生徒、障害等を抱えた児童生徒については、注意深く見守り、支援していくことが必要です。そのためには、学校や教師だけでなく、周りの子どもや保護者、さらには地域社会がこうした児童生徒のことを理解し、彼らが誇りを持って生きられるような配慮が必要です。

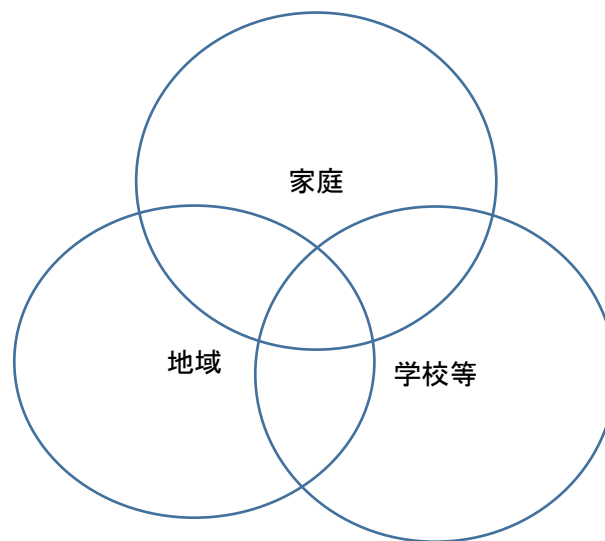
以上、家庭、地域、及び学校等における、子どもの権利尊重を視点とした課題と、その求められる対応等を整理してきましたが、これら課題は単独で存在するのではなく、それぞれの問題が影響し合い、別の課題につながっていることも見えてきました。

例えば、いじめの問題は一見すると子ども同士の問題だと考えられがちですが、その背景には大人の体罰が子どもに影響を与えている場合があることや、障害のある児童生徒・外国籍の児童生徒等、性の多様性に対する認識不足など、社会全体として、これらの問題について理解を深めていく必要もあります。

また、家庭の経済的な問題から不登校につながってしまう、地域のつながりの希薄化が、家庭における児童虐待に影響する、思春期以降の非行問題の背景にも、家庭での虐待や貧困問題、学校でのいじめといった経験のほか、知的障害や発達障害等の子どもの資質上の問題がある場合もあります。（ただし、発達障害や知的障害自体は直ちに非行に結びつかないことに留意が必要です。障害に対して適切な対応がなされない、周囲の無理解が非行の原因となることに注意が必要です。）

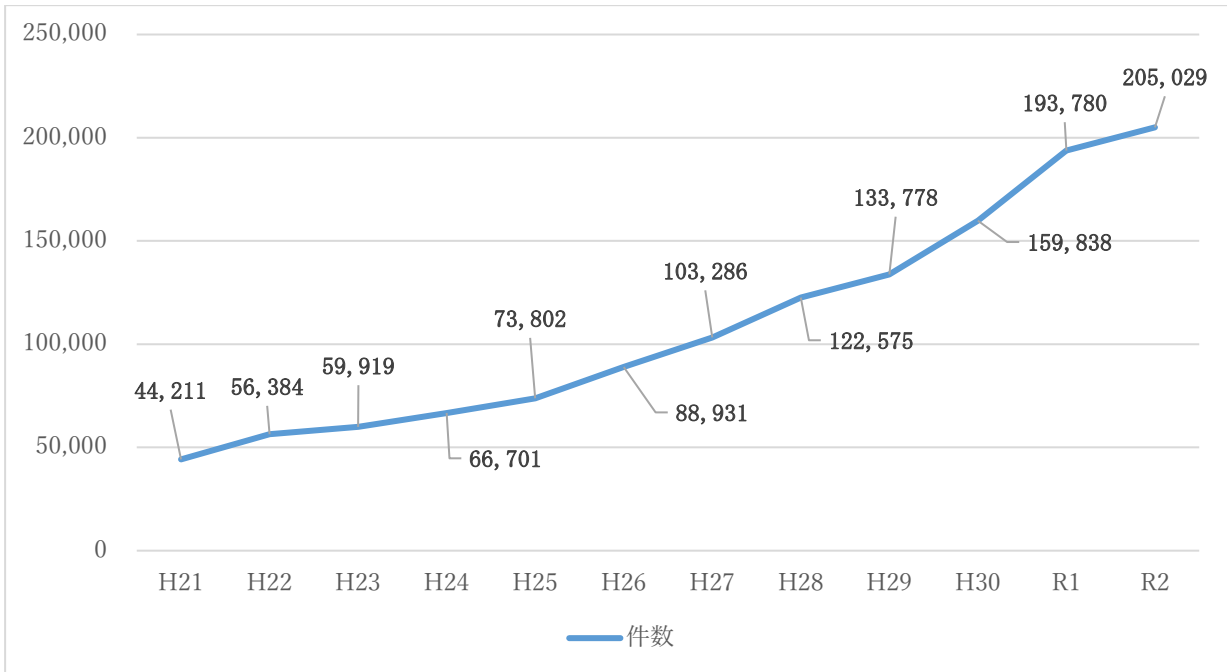
このように、子どもの生活というのは「家庭」「地域」「学校等」と連続してつながっているものであり、その意味でも、子育ては家庭や学校等だけで頑張るものではありません。

これらの課題をふまえ、以下、子ども同士の関係、大人の責任、地域社会の在り方等について考察していきます。



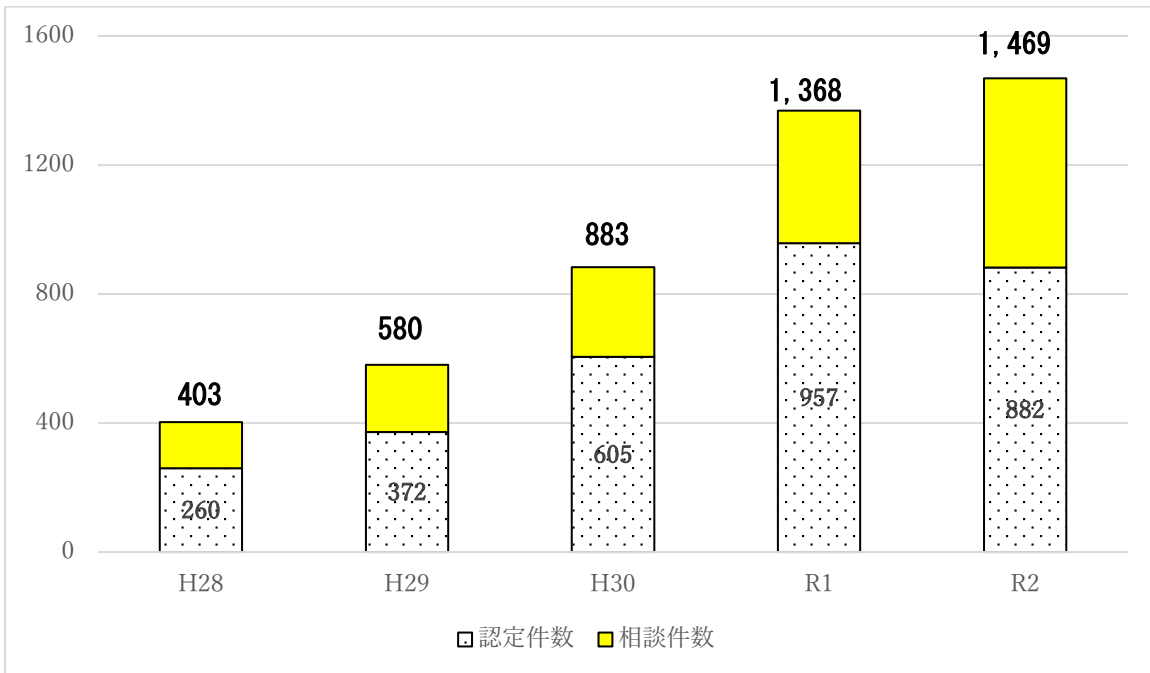
## 資料編

【※① 児童相談所での児童虐待相談対応件数（全国）】



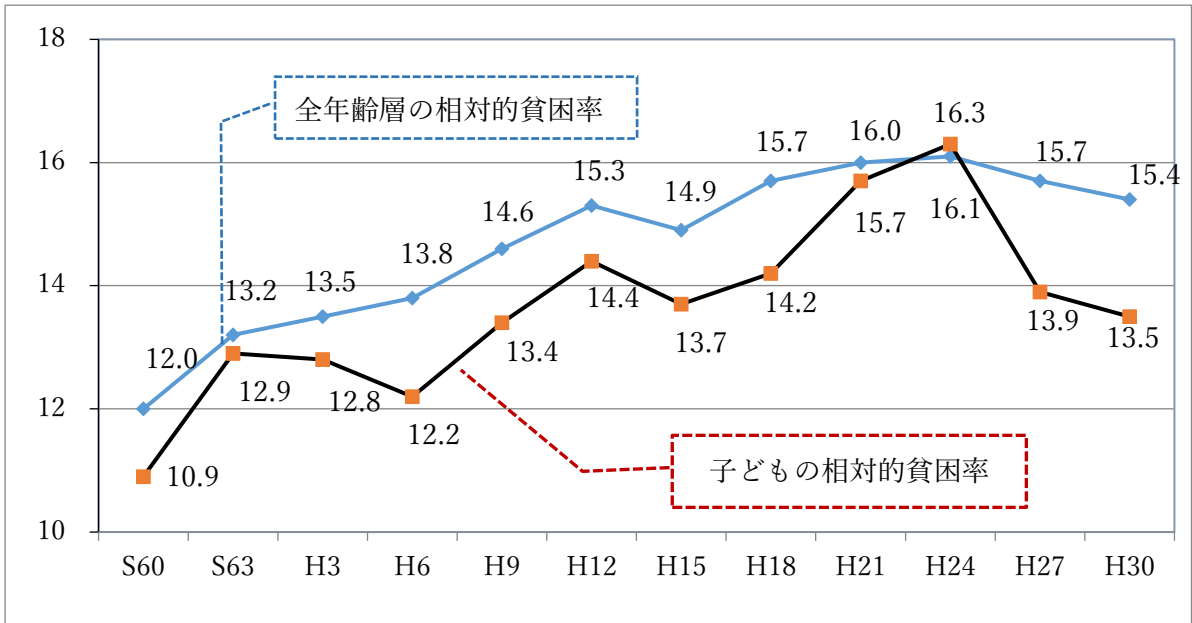
厚生労働省「児童相談所での児童虐待相談対応件数」

【※② 児童相談所での児童虐待相談対応件数（鹿児島市）】



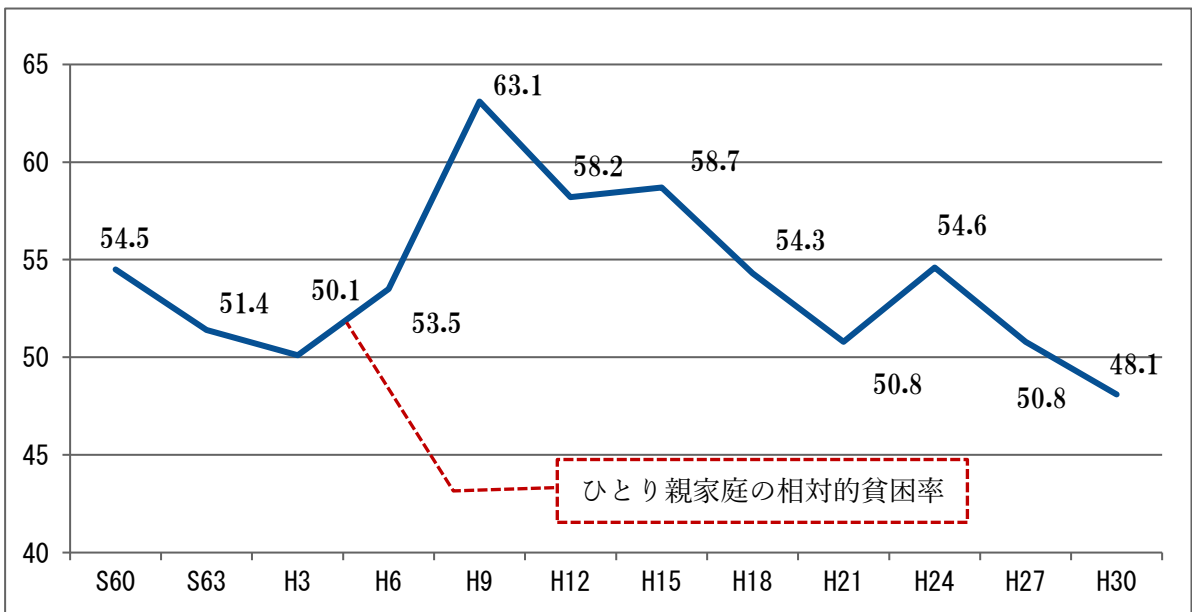
鹿児島市こども支援室「鹿児島市受付分」と「鹿児島県中央児童相談所受付分のうち鹿児島市分」の合計

【※③ 子どもの貧困率】



厚生労働省「令和元（2019）年国民生活基礎調査」

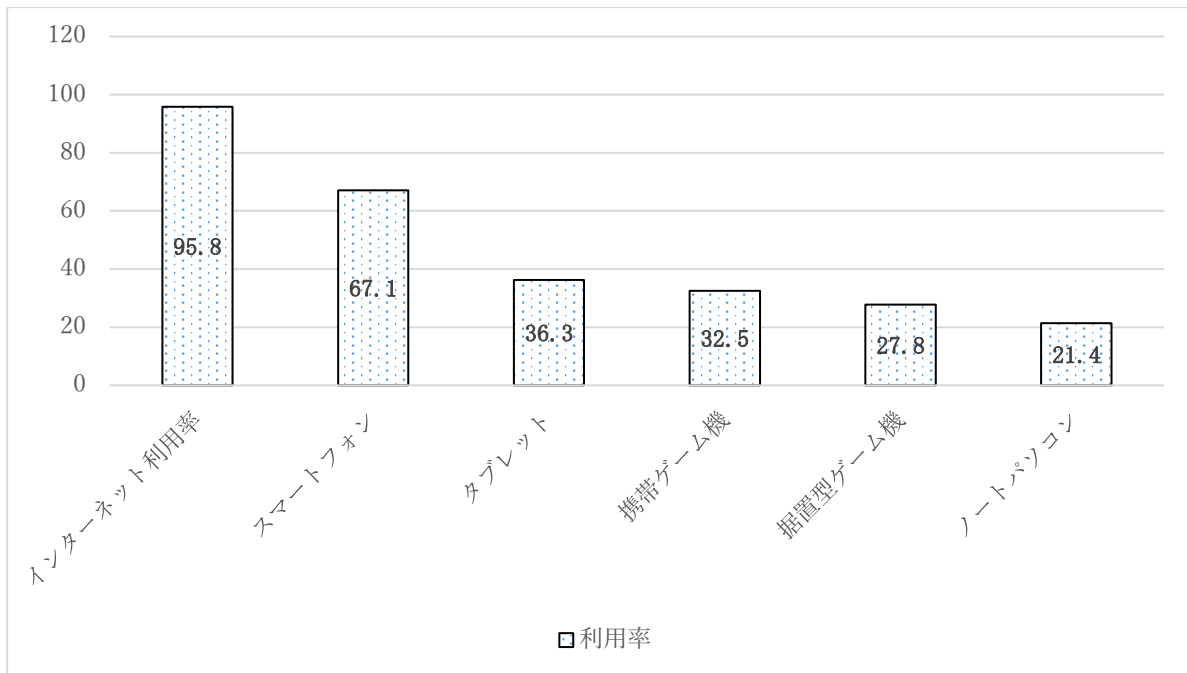
【※④ ひとり親家庭の貧困率】



厚生労働省「令和元（2019）年国民生活基礎調査」



【※⑤青少年のインターネットの利用率（全国）】



内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査 令和2年度」

【※⑤青少年のインターネットの利用率（鹿児島市）】

1 児童生徒のインターネット接続機器の所持率（%）（ ）内は H29 調査時の割合

	自分専用	家族共用を使用	所持又は使用	未所持・未使用
小学校	42.8 (43.7)	48.8 (43.1)	91.6 (86.7)	8.4 (13.2)
中学校	75.8 (71.8)	21.9 (24.8)	97.7 (96.6)	2.3 (3.4)
高等学校	98.7 (96.3)	1.1 (2.0)	99.9 (98.3)	0.1 (1.7)

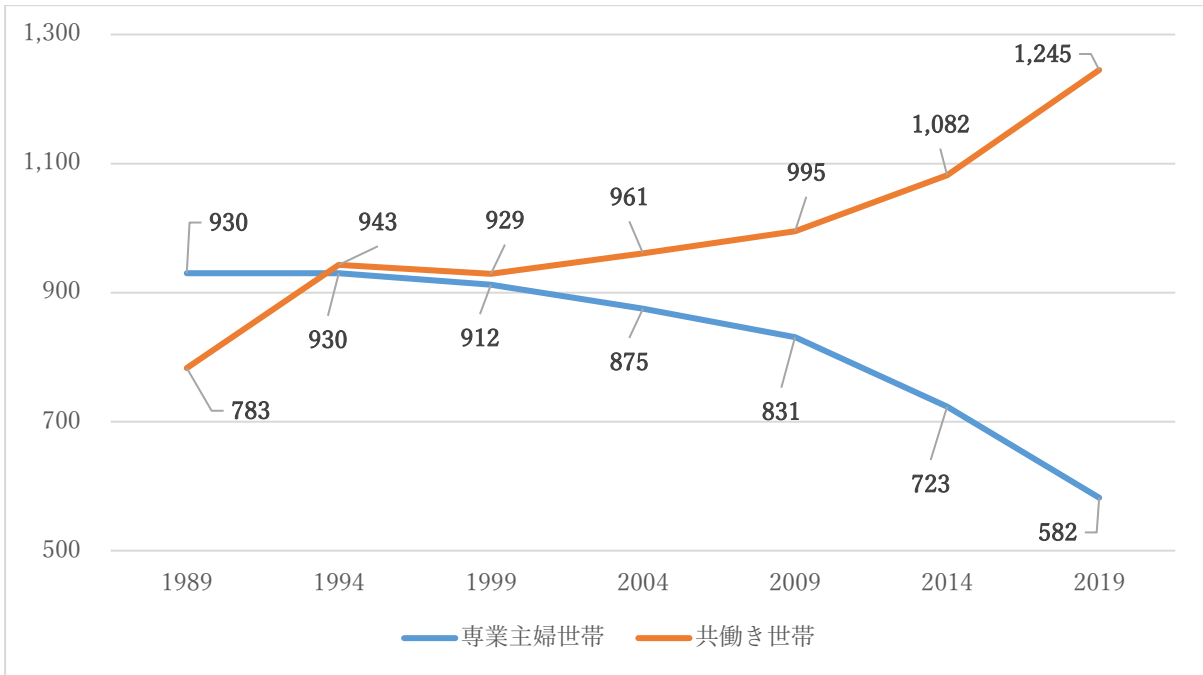
2 児童生徒の携帯電話（スマートフォンを含む）の利用について

(1) 自分専用の携帯電話（スマートフォンを含む）所持率

		令和2年		平成29年	
小学校	従来型携帯電話	10.2	21.8	16.4	23.8
	スマートフォン	11.6		7.4	
中学校	従来型携帯電話	8.6	56.1	12.9	47.5
	スマートフォン	47.5		34.7	
高等学校	従来型携帯電話	2.2	97.9	2.5	94.2
	スマートフォン	95.7		91.7	

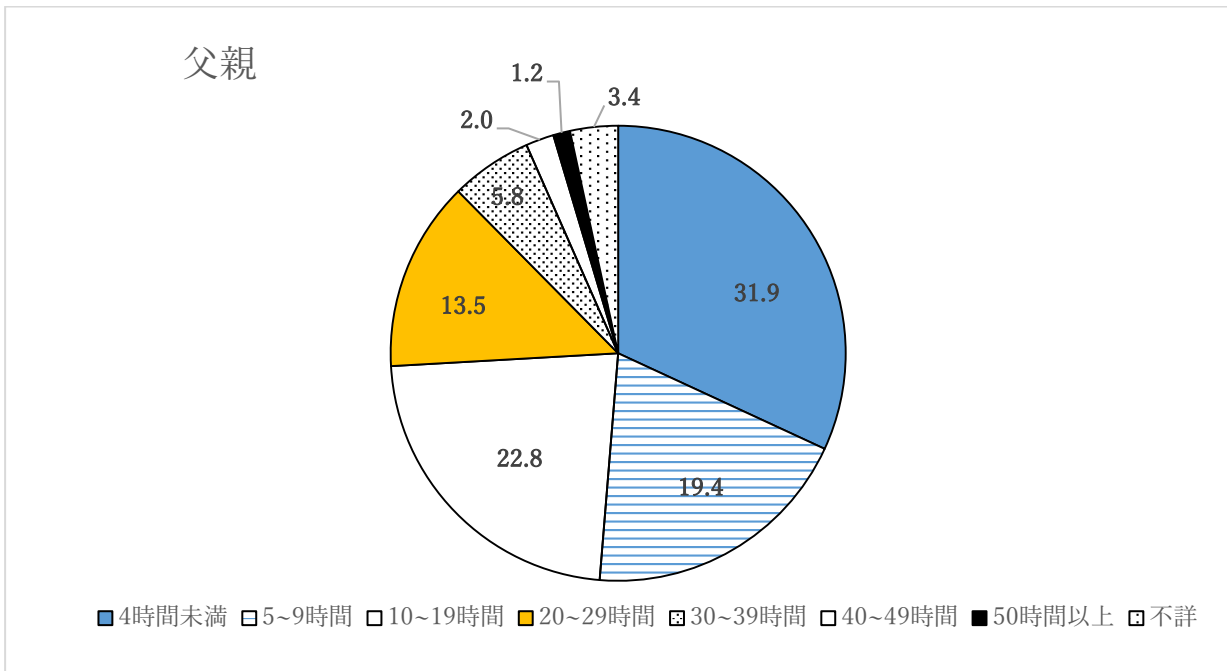
鹿児島市教育委員会 令和2年度「インターネット利用等に関する調査」結果の概要

【※⑥共働き世帯と専業主婦世帯】



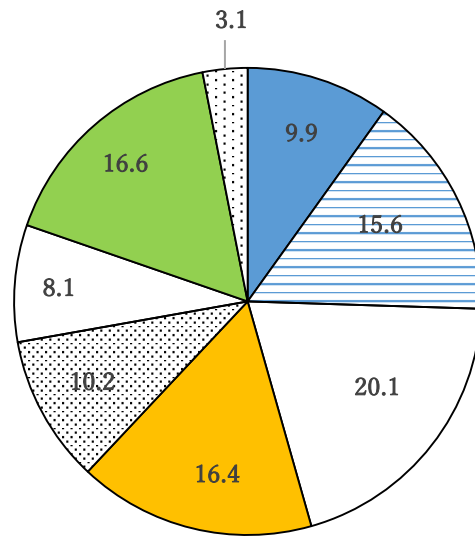
総務省「労働力調査」

【※⑦ 保護者と子どもたちとの会話時間】



厚生労働省「平成26年全国家庭児童調査」

### 母親

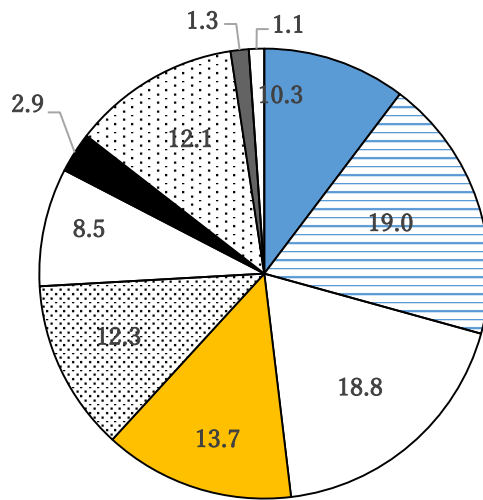


■ 4時間未満 □ 5~9時間 □ 10~19時間 ■ 20~29時間 ▨ 30~39時間 □ 40~49時間 ■ 50時間以上 □ 不詳

厚生労働省「平成26年全国家庭児童調査」

### 【※⑧保護者の帰宅時間】

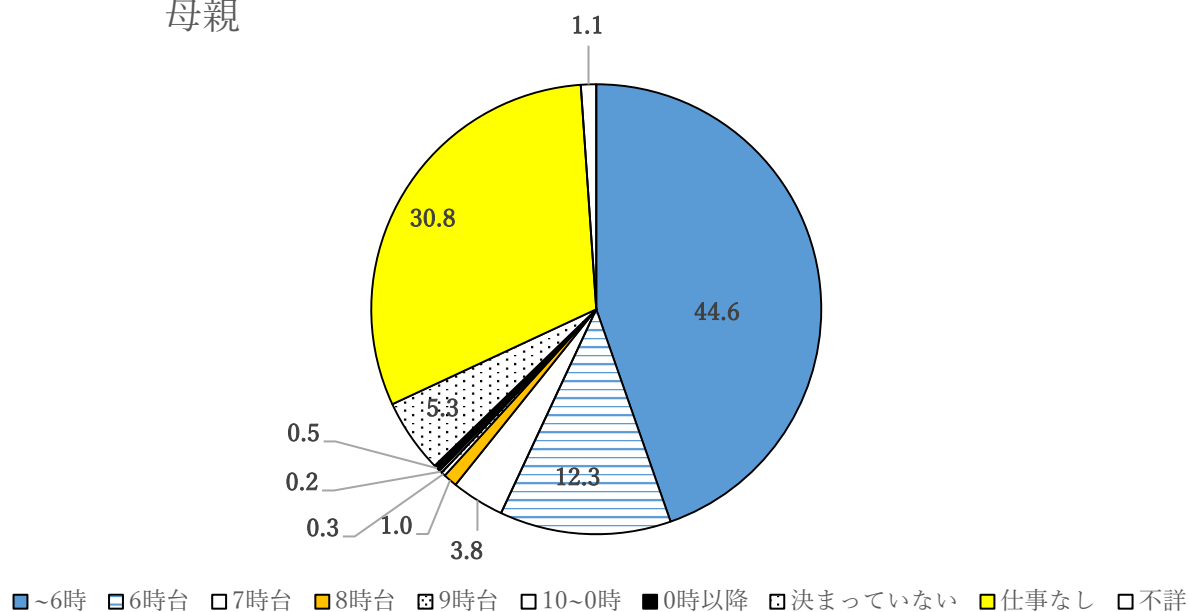
### 父親



■ ~6時 □ 6時台 □ 7時台 ■ 8時台 ▨ 9時台 □ 10~0時 ■ 0時以降 □ 決まっていない ■ 仕事なし □ 不詳

厚生労働省「平成26年全国家庭児童調査」

母親



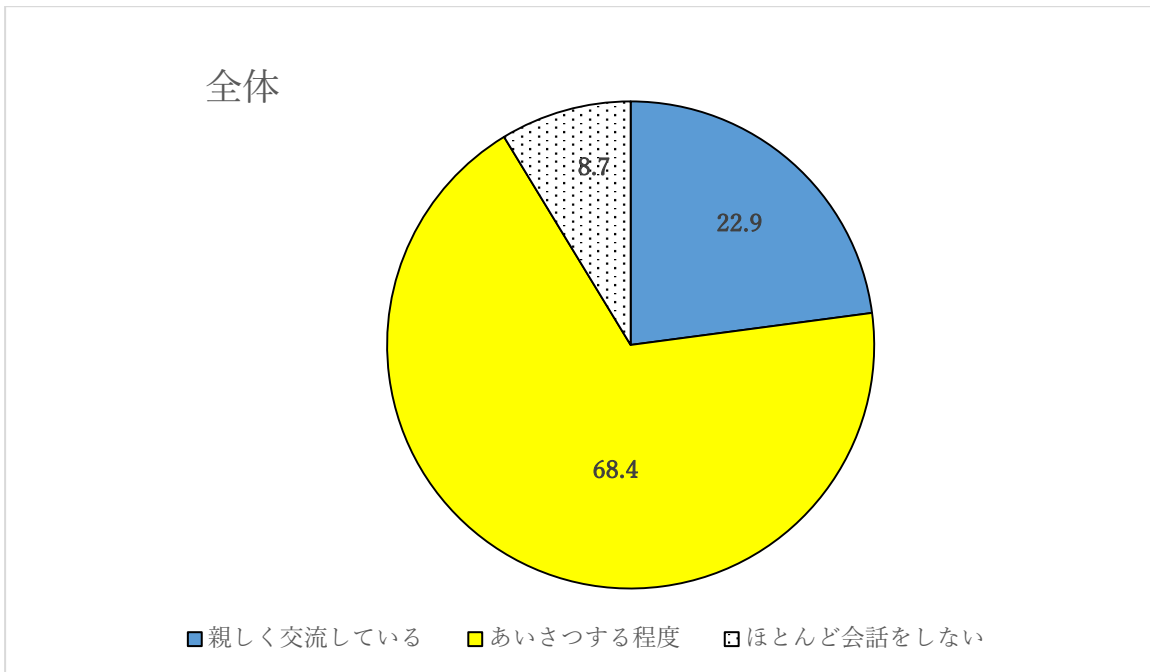
厚生労働省「平成26年全国家庭児童調査」

【※⑨ 令和2年中の福祉犯の法令別検挙件数】

検挙件数		7,272
(人)	未成年者飲酒禁止法	120
	未成年者喫煙禁止法	576
	風営適正化法	178
	売春防止法	14
	児童福祉法	195
	児童買春・児童ポルノ禁止法	3,394
	労働基準法	21
	職業安定法	16
	毒物及び劇物取締法	0
	覚醒剤取締法	10
	青少年保護育成条例	2,619
	みだらな性行為等	1,606
	深夜外出の制限	861
	出会い系サイト規制法	51
	その他の特別法	78

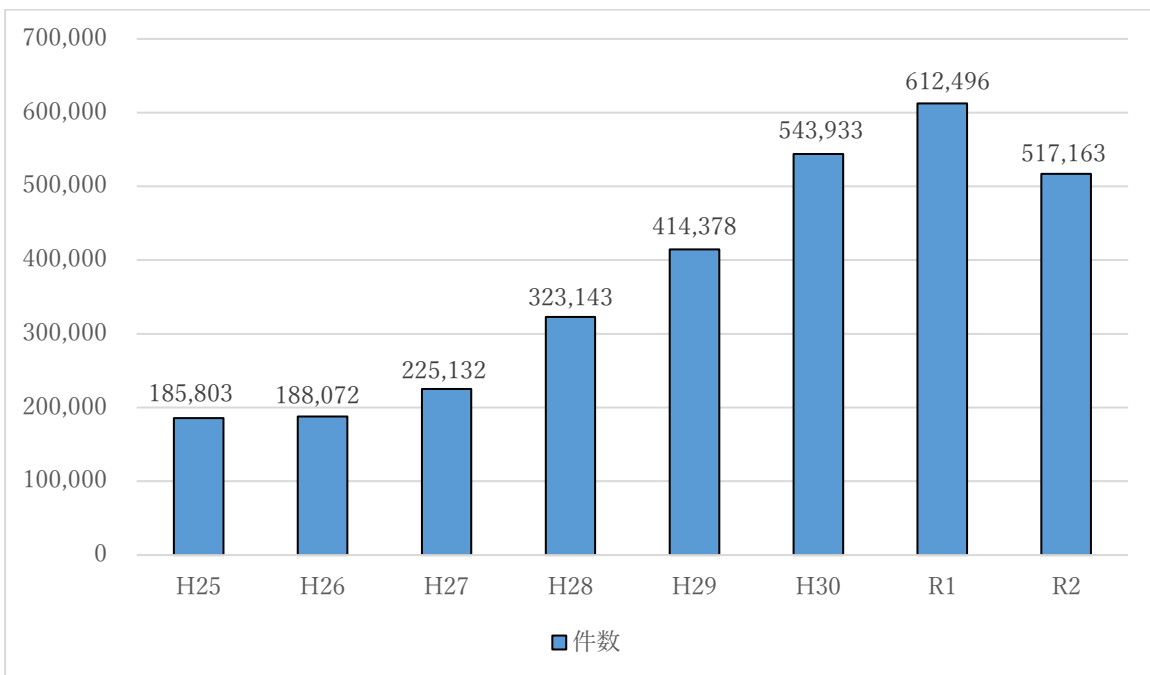
警察庁「令和2年中における少年の補導及び保護の概況」

【※⑩ 近隣住民との付き合い】



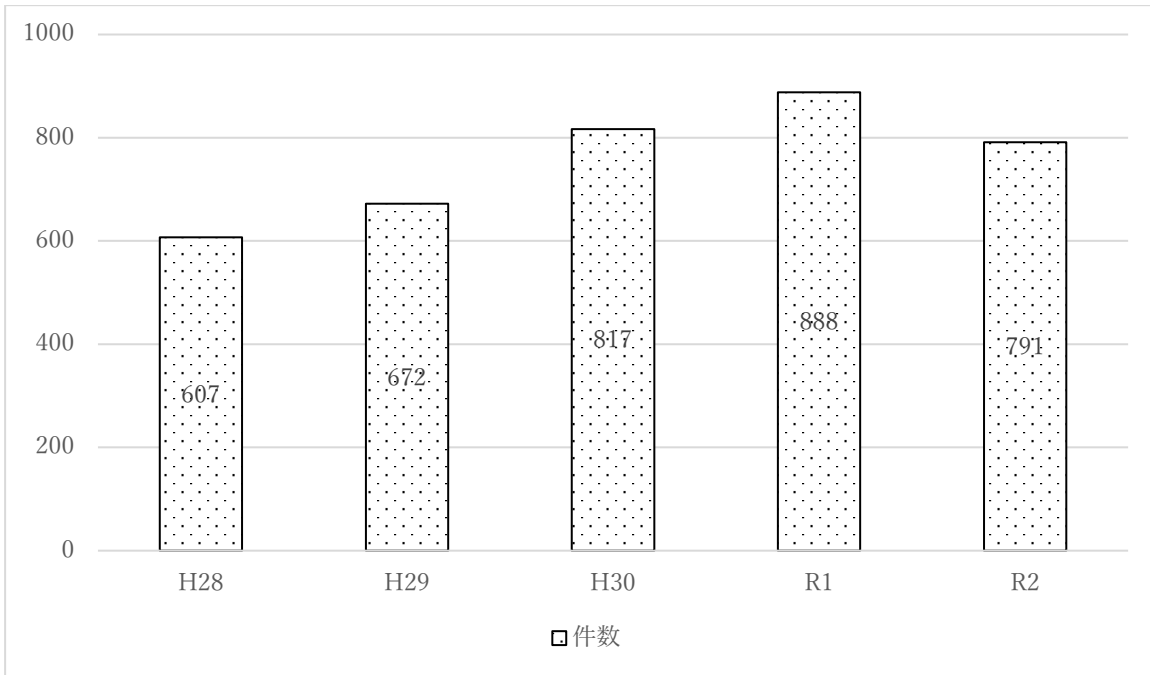
鹿児島市「町内会実態調査等報告書（平成 30 年 3 月）」

【※⑪ いじめ認知（発生）件数の推移（全国）】



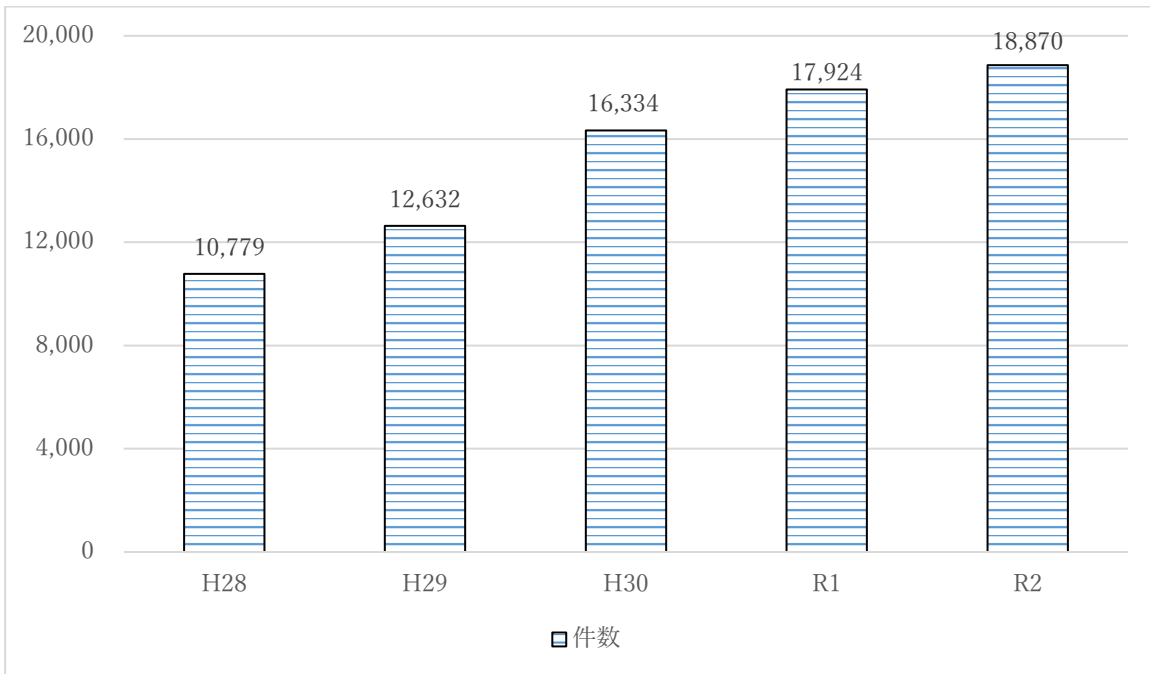
文部科学省「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

【※⑫いじめの認知件数（鹿児島市）】



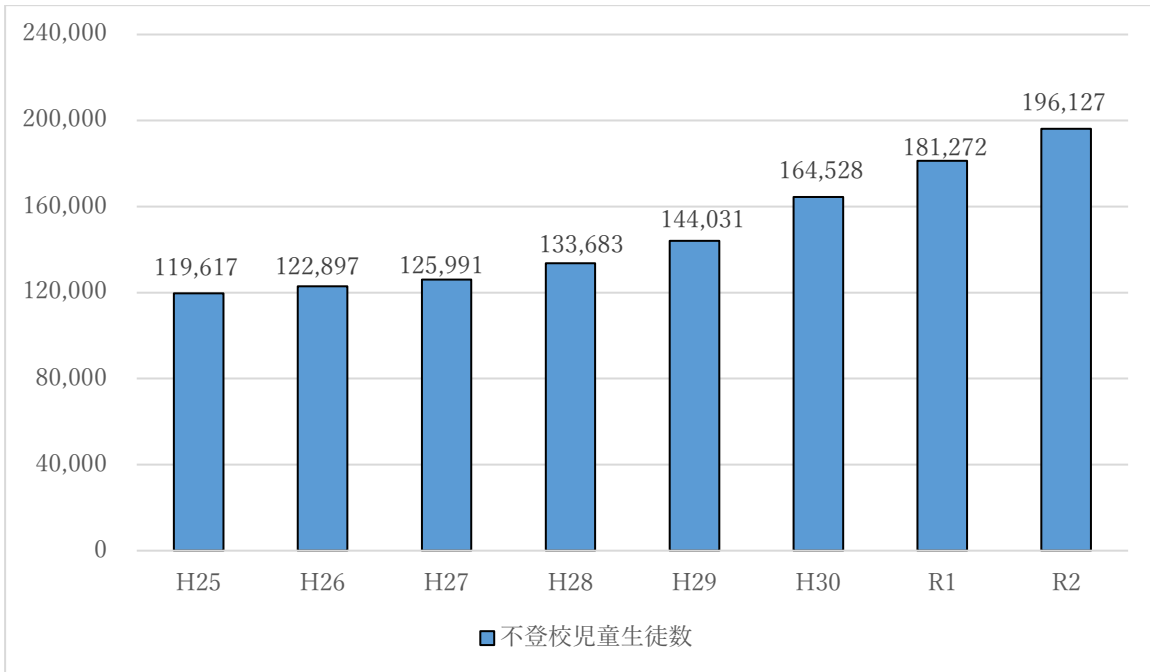
鹿児島市「令和3年度鹿児島市の教育」

【※⑬ネットいじめの件数（全国）】



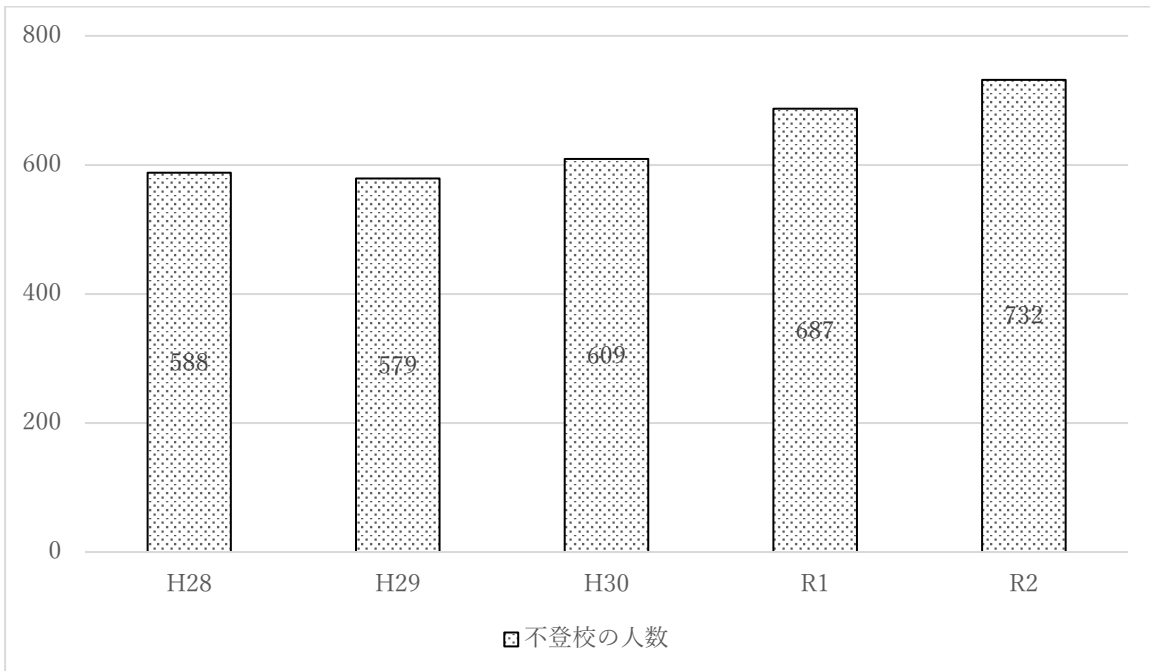
文部科学省「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

【※⑭不登校の状況（全国）】



文部科学省「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校児童生徒指導上の諸課題に関する調査」

【※⑮不登校の人数（鹿児島市）】



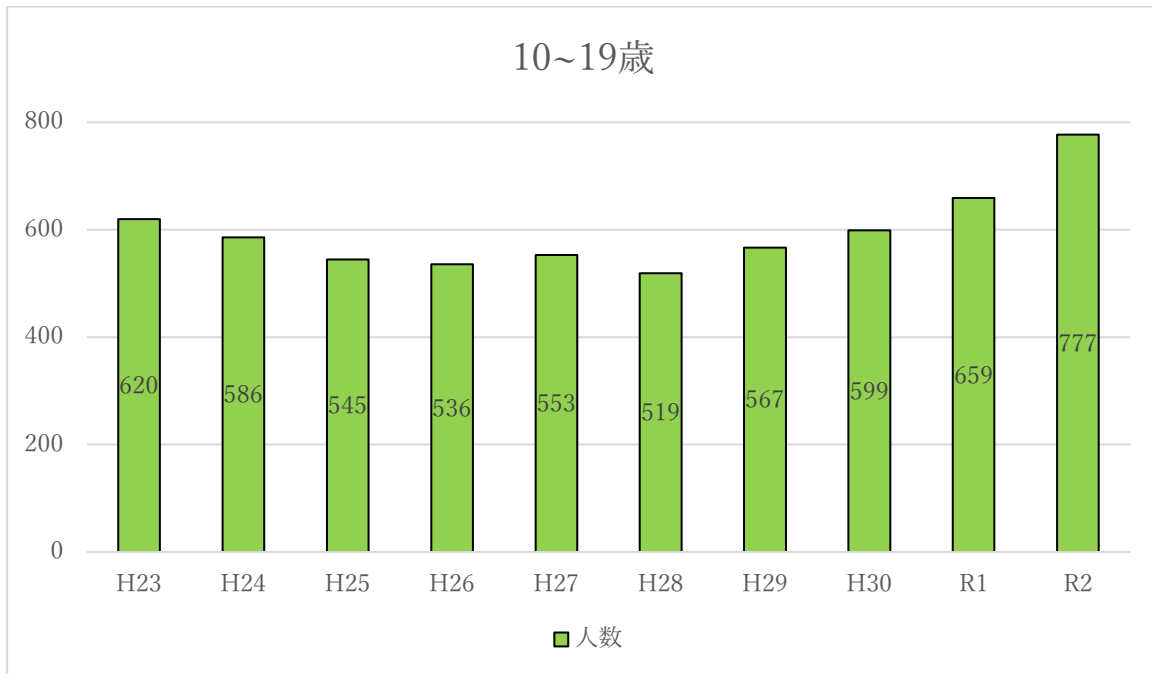
鹿児島市「鹿児島市の教育」

【※⑯不登校の要因】 国公立小・中学校

区分	不登校児童生徒数	学校に係る状況							家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし	
		いじめ	関係性をめぐる除く友人	教職員の関与	学業不振	進路に係る不安	クレープの不活動・部活	学習の課題等	進級・転入・不編入・不応学	家庭環境の変化	親子関係	家庭内不和	生活リズムの乱行		無気力・不安
主たるもの	196,127	399	20,830	2,413	10,675	1,581	783	1,514	6,533	5,667	17,395	3,483	23,439	91,886	9,529
		0.2%	10.6%	1.2%	5.4%	0.8%	0.4%	0.8%	3.3%	2.9%	8.9%	1.8%	12.0%	46.9%	4.9%
主たるもの以外に当てはまるもの		204	9,145	2,206	16,307	2,412	1,085	1,667	3,277	3,706	18,811	4,037	15,932	20,087	
		0.1%	4.7%	1.1%	8.3%	1.2%	0.6%	0.8%	1.7%	1.9%	9.6%	2.1%	8.1%	10.2%	

文部科学省「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校児童生徒指導上の諸課題に関する調査」

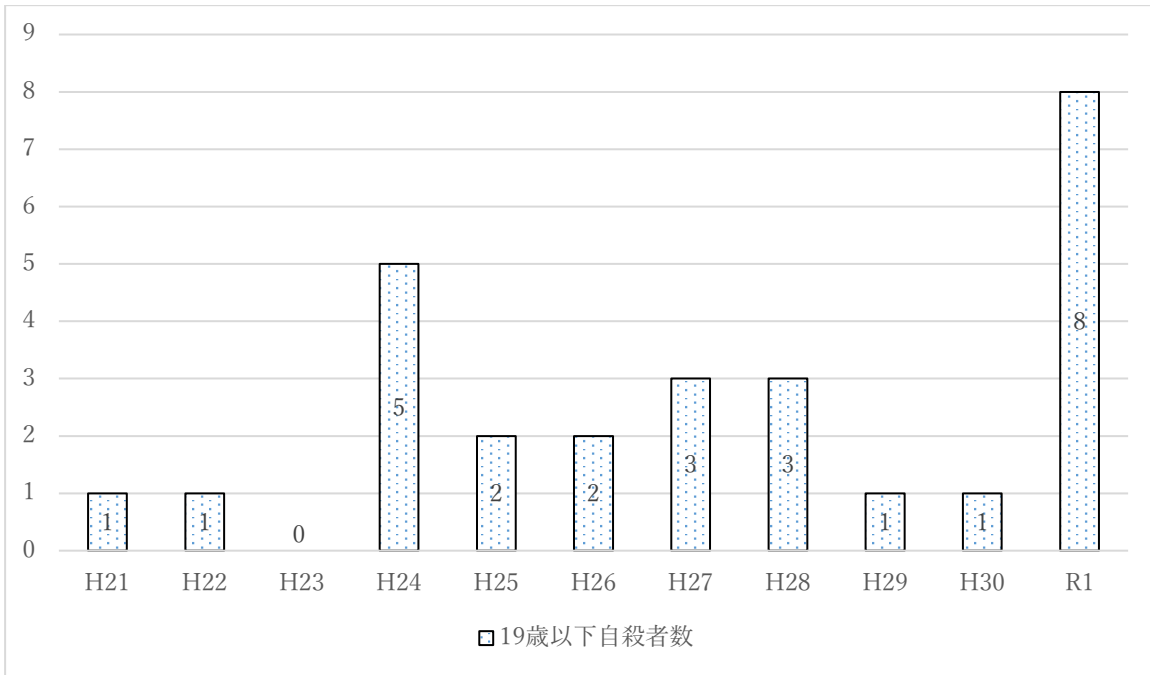
【※⑰年齢階級別自殺者数の年次推移（全国）】



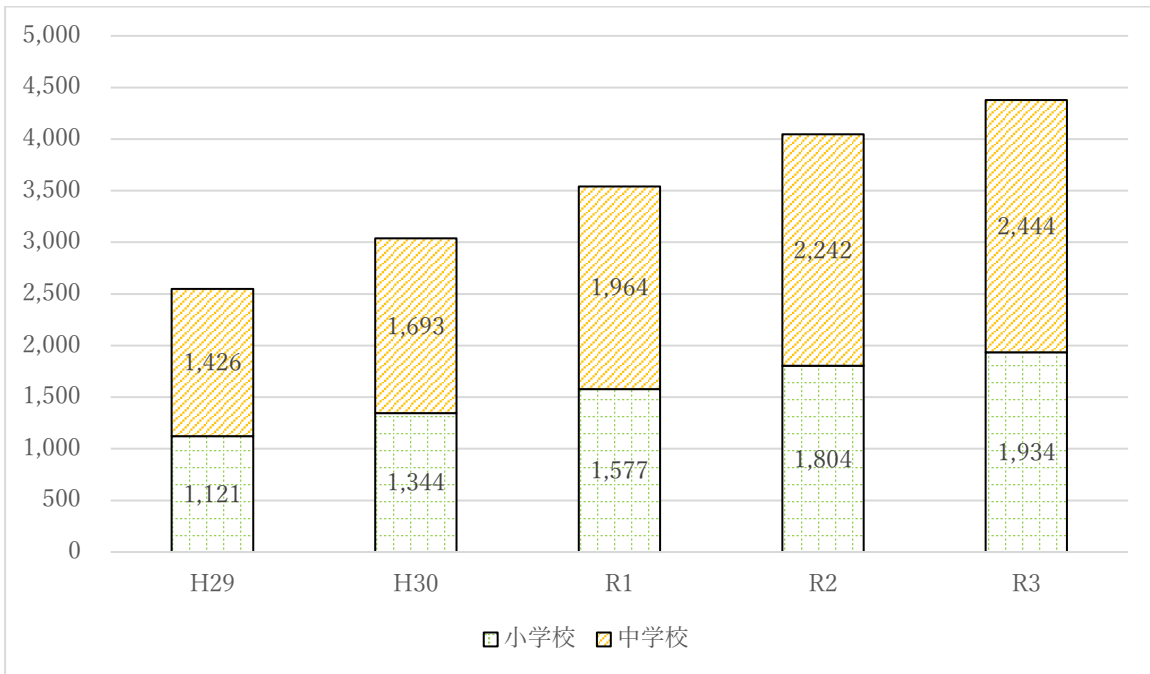
厚生労働省自殺対策推進室・警察庁生活安全局生活安全企画課「令和2年中における自殺の状況」



【※⑱年齢階級別自殺者数の年次推移（鹿児島市）】

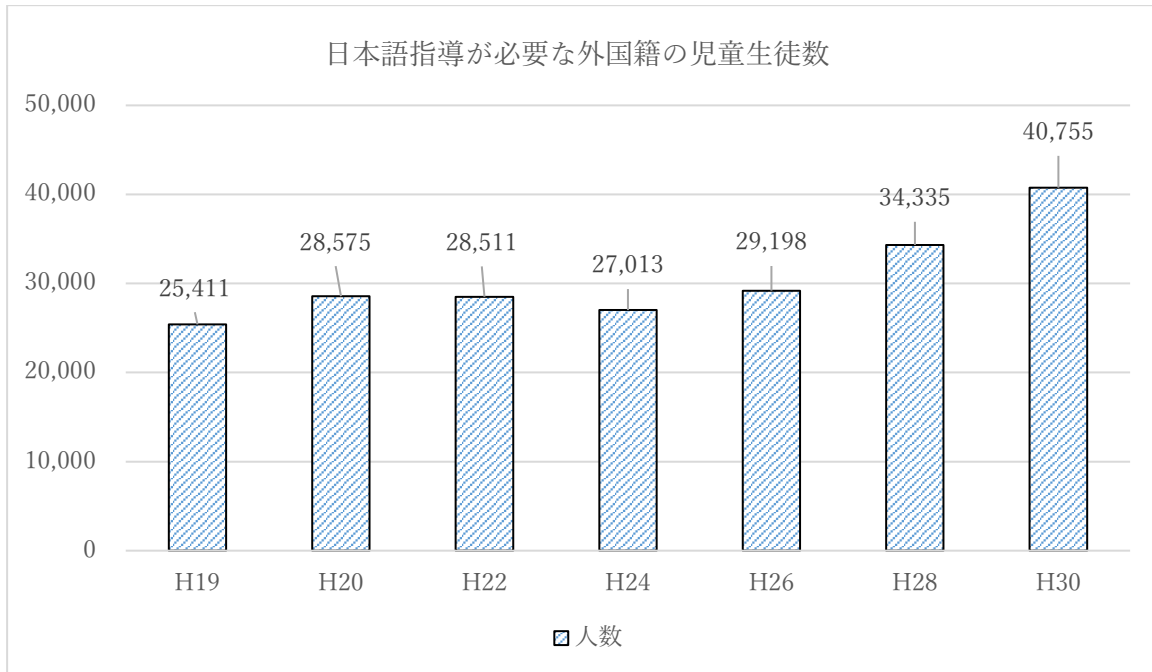


【※⑲特別支援学級児童生徒数】

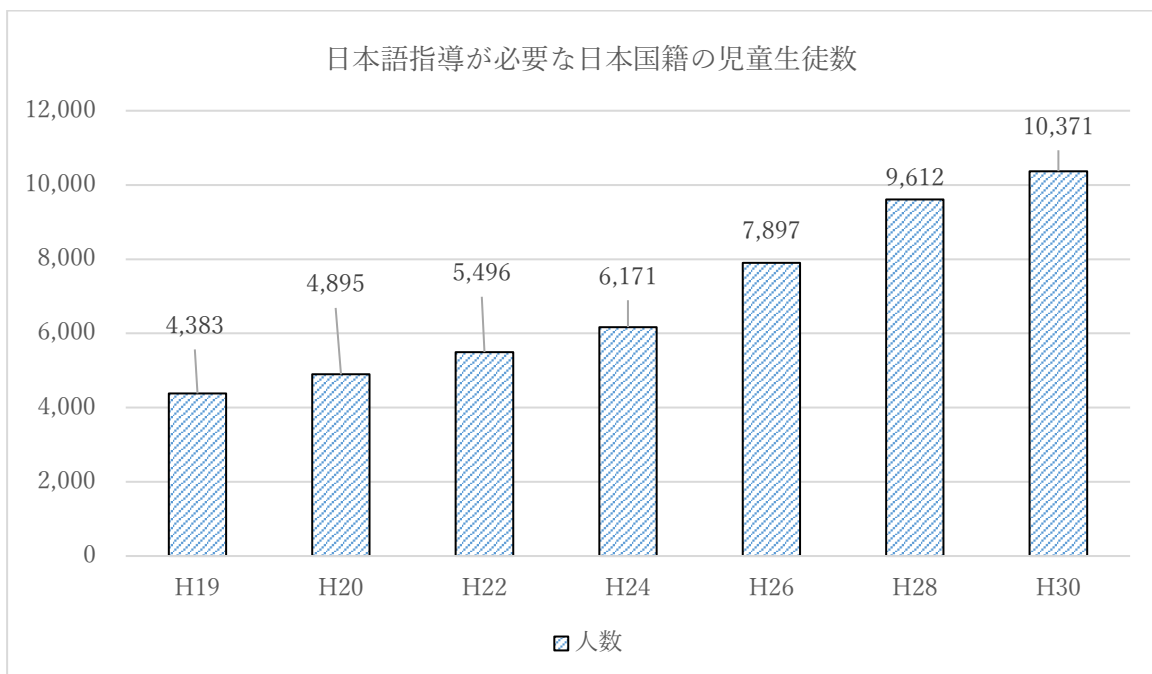


鹿児島市「鹿児島市の教育」

【※②日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数】



文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査（平成 30 年）」



文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査（平成 30 年）」